

3月市議会定例会

平成30年度当初予算を可決 一般会計総額1千892億1千万円 議員提案による政策条例 川口市動物の愛護及び管理に関する条例を可決

平成30年第1回（3月）市議会定例会は、2月26日から3月26日までの29日間にわたり開かれました。今回、平成29年度関係議案として、補正予算議案9件、条例などの一般議案3件の合計12件が、また、平成30年度関係議案として、当初予算議案16件、条例などの一般議案53件の合計69件が市長から提出され、審議の結果、すべて原案どおり可決・承認・同意されました。

平成30年度関係

当初予算議案

平成30年度の予算のあらましは、今月号の特集（2・3ページ）をご覧ください。

一般議案

主なものは次のとおりです。

条例議案

◆川口市立文化財センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
赤山歴史自然公園内に開設する歴史自然資料館を文化財センターの分館と

することに伴い、分館の名称および位置ならびに映像ギャラリーなどの使用料を定めるもの。

◆川口市中小企業融資条例の一部を改正する条例
中小企業信用保険法及び産業競争力強化法の一部改正に伴う、信用保証協会による債務保証の限度額の引き上げを受けて、小規模事業者および創業者に対する事業資金の融資限度額の引き上げなどを行うもの。

◆川口市美術館建設基本構想・基本計画審議会条例
美術館の建設に向けた基本構想・基本計画の策定に関する事項を調査審議する川口市美術館建設基本構想・基本計画審議会を新たに設置し、その組織および運営に関し必要な事項を定めるもの。

◆川口市介護保険条例の一部を改正する条例
平成30年4月からの3年間を計画期間とする第7期介護保険事業計画を実施するに当たり、計画期間中の事業運営に必要な保険料の改定を行うほか、介護保険法施行令の改正に伴い、第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準に係る所得指標について改正を行うもの。

◆訴えの提起について
市営住宅の明渡し等の請求

包括外部監査契約の締結議案

◆包括外部監査契約の締結について

市道路線の認定・廃止議案

◆市道路線の認定について

幹線第114号線

◆市道路線の廃止について

青木第289号線

和解議案

◆和解契約の締結について

・学校施設における負傷事故

人事議案

◆人権擁護委員の候補者の推薦について
吉澤 敏夫

議員提案

今定例会に議員提案として、条例2件の提出があり、審議の結果、いずれも可決されました。

〔条例〕

◆川口市議会委員会条例の一部を改正する条例
行政組織の改正に伴い、常任委員会の名称および所管の一部を変更するもの。

◆川口市動物の愛護及び管理に関する条例
市民の動物愛護の精神の醸成を図り、人と動物との調和のとれた共生ができる地域社会の推進に寄与すること

◆川口市立文化財センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
赤山歴史自然公園内に開設する歴史自然資料館を文化財センターの分館と

施政方針を述べる奥ノ木市長



を目的として、市、市民および飼い主の責務などを明らかにするとともに、基本理念ならびに動物の愛護および管理に関し必要な事項を定めるもの。

平成29年度関係

補正予算議案

平成29年度の補正予算は、一般会計については37億177万円の追加で、その主な内容は、環境施設整備基金積立金、体育施設整備費、教育施設整備基金積立金などです。

また、特別会計は次の7会計が補正され、介護保険事業および土地区画整理事業の2会計で、10億5千436万3千円が追加され、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、小型自動車競走事業、下水道事業および看護学校事業の5会計で、34億2千793万円が減額されました。

さらに企業会計は、病院事業で地域医療支援病院移行に伴い、診療機能の充実を図るため、医療機器の購入に伴い、2億円が追加されました。

一般議案

条例議案

◆川口市国民健康保険給付費支払基金条例を廃止する条例

国民健康保険法の一部改正に伴い、都道府県が国民健康保険事業の財政運営の主体となることから、本市が支払う保険給付費支払金が埼玉県からの交付金により賄われることで支払金の不足が生じなくなるため、基金の目的を終えるものとして、廃止するもの。

専決処分の承認議案

◆専決処分の承認について

・平成29年度川口市一般会計補正予算

人事議案

(敬称略)

◆川口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

岩谷 和彰

インターネットで
本会議の様子が
ご覧になります。
議会ホームページから
アクセスを。



埼玉県議会からのお知らせ

県議会広報番組

「こんにちは県議会です」

テレビ埼玉にて放送中

※詳細は県議会ホームページをご覧ください。

農業振興に関わる施設の設置を支援します

農業と観光を融合し地域の活性化を推進するため、平成30年4月から市街化調整区域の対象区域を規制緩和し、新たに川口市農業振興事業計画認定制度を開始することにより農業振興施設の設置を支援します。

支援制度の概要

1 対象区域

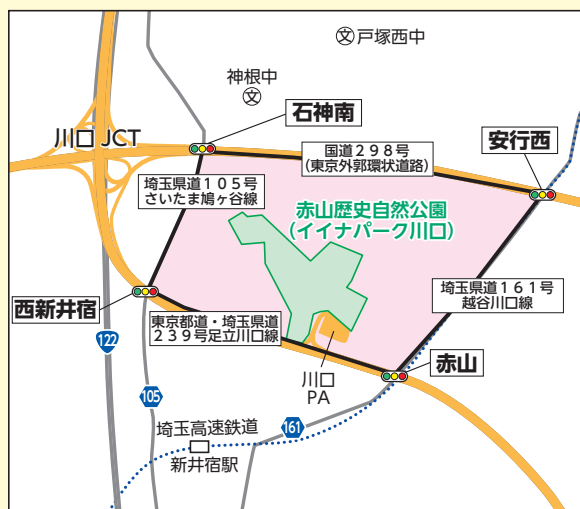
赤山歴史自然公園（イイナパーク川口）周辺の市街化調整区域

2 該当施設

- 農家レストラン（カフェなども含む）
- 農産物直売所（農産物の販売施設）
- 6次産業化に関わる施設（農産物の加工施設）

3 支援内容

事業計画の認定を受けた市内に住所を有する農業者に対して、農業振興施設の新規開設に要する経費の一部補助など



※開発・建築行為を伴う事業計画は、開発審査課との協議（同時手続き）が必要となります。

問い合わせ…農政課 ☎048-259-7644 FAX048-259-2622